

平成 22 年度 包括外部監査結果報告書の概要

第 1 監査のテーマと監査の要点

監査の テーマ	広島県の債権及び将来損失について
テーマの 選定理由	<p>地方自治体の会計は、平成 23 年度（平成 24 年 3 月期）に大きく転換する。歳入・歳出といった「資金の流れ（FLOW）」を重視する会計から、「資金の残高（STOCK）」を重視する会計への大きな転換が契機となるからに他ならない。前年度は、このため「連結バランスシート」から見た広島県及び県出資法人の資金運用・調達方法について検討を行った。</p> <p>今年度は、さらに、この観点を絞り「債権の資産性」を中心に検討する。より具体的には、県の財政では、1,000 億円を超える「債権（収入未済を含む。）」の内容を明らかにし、その回収可能性を検討する。また、県が将来、債務を負担する可能性がある将来損失（損失補償・債務保証）についても監査の対象とする。なぜなら、財産（資産）の毀損部分だけが損失に転化するのではなく、簿外債務も損失になる可能性があり、県民にとっての損失負担の軽減は、その両面からの検討により、実行可能性が高まると考えるからである。</p>
監査の 要点	<p>(1) 債権（収入未済を含む。）の管理・評価方法は妥当か。</p> <p>(2) 債権回収事務が効率的か。</p> <p>(3) 債権の償却処理（不納欠損）が妥当か。</p> <p>(4) 債務免除は合法的に行われているか。</p> <p>(5) 簿外債権の有無と管理の方法が妥当か。</p> <p>(6) 将来損失の管理方法が妥当か。</p> <p>(7) 将来損失に対する情報開示手続が妥当か。</p>
監査対象 機関	広島県の次の部局及び行政委員会（総務局，企画振興局，環境県民局，商工労働局，農林水産局，土木局，都市局，企業局，病院事業局，教育委員会，公安委員会）

第 2 実施体制

包括外部監査人	包括外部監査人 補助者
稲田 正司（公認会計士）	<p>高橋 浩嗣（弁護士）</p> <p>茶山 安登（税理士・会計士補）</p> <p>延近 正章（公認会計士）</p> <p>日浦 祐介（公認会計士準会員）</p>

第3 結果

1 指摘事項一覧

(1) 不適切な条件変更	p . 26
<p>広島県土地開発公社貸付金の金銭消費貸借契約書では、繰り上げ償還の条項はあるが、履行期限の延期に係る条項はない。それにもかかわらず、この貸付金では、平成4年から17年間、毎年、変更契約書を締結して履行期限を継続的に延長している。</p> <p>「広島県債権管理事務取扱規則」第19条（履行期限を延長する期間）では、「履行延期の特約等をする場合における当該延期に係る履行期限は、当該債権の履行期限（当該債権の履行期限後に履行延期の特約をする場合には、当該特約等をする日）の翌日から起算して5年以内において定めなければならない。ただし、履行延期の特約をする目的を十分に達することができないときその他特別の事情があるときは、5年を超えて定めることができる。」とあり、原則は、5年以内の履行期限の延長である。なお、広島県土地開発公社は、昨年 の 包括外部監査でも、指摘したように、弁済原資のための潤沢な運用資金を要している団体である。</p> <p>貸付金の償還は、広島県土地開発公社が先行取得した土地を県が再取得した資金によって償還するというスキームになっているが、履行期限の延期を際限なく行うことは、契約上の履行期限の定めを軽視するものであり、適正な債権の条件変更とは言えない。貸付金によって取得した土地の活用方針を早期に決定し、履行期限を明確に定めるべきである。</p>	
(2) 不適切な会計処理・科目表示	p . 29
<p>土地造成会計の貸借対照表科目である投資勘定で、「未精算金」という不明確な勘定を使用するのは、会計処理及び企業内容の公表上不適切である。この未精算金の具体的内容は、「一般会計への長期立替金10億25百万円」、「一般会計に付け替えるべき土地売却損19億39百万円」である。</p>	
(3) 遅延損害金（違約金）の未請求	p . 31
<p>ア 教育委員会の規定では、明確に徴収義務を定めているにもかかわらず、違約金を請求していない。実際に徴収できるか否かは別として、滞納者には違約金の請求を行うか、又は、条例の改正を行うか、何らかの対応を検討するべきである。</p> <p>イ 警察本部の放置違反金は、公法上の債権であるにもかかわらず、遅延損害金を徴収していない。ごね得を助長するきらいがあり、公平性に欠けることから、何らかの対応を検討するべきである。</p> <p>ウ 県営住宅事業では、広島県分担金等に関する延滞金徴収条例第2条によると、未納金額につき年14.5%の延滞金を徴収すると定めている。社会的弱者を金銭的に追い込むべきではないと言う政策的配慮から、実際の運用では、延滞金の請求を行っていない。条例の規定に従って延滞金の請求及び徴収を行うか、又は、条例の改正を行うか、何らかの対応を検討するべきである。</p>	

2 意見一覧

(1) 信用調査の必要性	p . 22
<p>土地造成会計にみられる不動産取引のような契約金額が多額になる取引については、相手方の信用調査、企業の与信審査を必ず実施し、回収リスクを明確にする必要がある。</p>	
(2) 妥当性を欠く回収条件の先送り	p . 23
<p>広島エアポートビレッジ事業資金の貸付金が、30年という超長期の貸付期間で、しかも、「無利子・無担保」で「30年一括弁済」として契約されていたことは、政策的な目的があったとしても、債権契約手続(債権保全手続を含む。)は妥当性を欠くものと言える。</p> <p>貸付金などの債権は、調定されなければ、収入未済として認識されない。収入未済でなければ、債権回収のチェックを受けることはない。このため、意図的でないにしても、回収条件を先送りすることで、不良債権から除外できる。</p> <p>なお、この債権は、周知のとおり、民事再生事件にかかわる貸付金であるため、平成22年度末で償却処理される予定である。</p>	
(3) 県職員の民間金融機関への派遣	p . 23
<p>商工労働局の中小企業支援資金貸付制度では、貸付金の診断が中心となっており、債権保全手続等を含めた総合的な審査ノウハウの蓄積が不足しているように思われる。この審査ノウハウを高めるためには、原則3年のローテーションルールの例外で、専門職として長期にわたり審査を担当することが必要ではないかと思われる。また、貸付担当者の訓練は、体系的かつ専門的に行われる必要があるため、民間金融機関への派遣制度を検討することも必要と思われる。</p>	
(4) 安易な条件変更	p . 25
<p>ア 商工労働局の「高度化資金」に見られる「最終しわ寄せ」による条件変更は、結果的に調定が先送りされ、不良債権の顕在化を遅延させている。これを排除するためには、県の融資姿勢の抜本的な見直しが必要である。</p> <p>イ 土地造成事業会計でも、極端な「最終しわ寄せ」が承認されている。資金の回収条件は、与信審査により、相手先経営者の信用調査や相手先の経済的な実態を把握した後に具体的な資金計画に基づき決定されるべきである。法的な条件さえ満たしていればよいというのではない。そのため、結果的に調定が先送りになり、不良債権の顕在化が遅延している。このような正常でない条件変更が看過されていることは、組織の内部統制が不十分であることの証左であり、現在の形式的な契約要件重視の姿勢は見直されなければならない。</p>	
(5) 極端に少額な分割弁済の禁止	p . 24
<p>母子寡婦福祉資金貸付金に見られるような少額の貸付金に対しては、償還者の資力等を十分に確認し、償還期間が長期化しないという配慮が必要であり、月賦による弁済金額の僅少化に歯止めをかけることが望まれる。例えば、月3,000円未満の分割回収は認めないという規定の整備である。</p>	

(6) 書類の保存期間の明確化	p . 26
<p>貸付関係書類の保存期間が不明確である。文書管理規則に定める基準に従った運用が必要と思われる。</p>	
(7) 望ましくない契約手続	p . 25
<p>土地造成事業で見られるような土地売却代金の回収については、原則、県にとって不利な条件である「延納」を認めるべきではない。なぜなら、回収条件を「延納」とすれば、「調定を先送りする。」ことによって、資金回収の遅延を正当化できるからである。</p>	
(8) 県有財産の資産性についての検討	p . 28
<p>「特別徴収に係る個人県民税」の内容は、当年度の5月に確定し、翌年度に調定される4月、5月分の特別徴収額である。これを、県は、期末における確定債権と認識し、平成21年度広島県歳入歳出決算審査意見書に122億14百万円を計上している。県は、4月及び5月分の特別徴収額は、制度上、本年度中に調定の手続をとらないものの、県に収入すべき本年度課税分として確定しているとして、「財産に関する調書」の債権として計上している。</p> <p>「特別徴収に係る個人県民税」は、貸付金のような金銭支出時に資産性を認識する「債権」ではなく、税収入の計上（歳入の調定）によって初めて、資産性が認識される「未収金」である。地方自治法の定めにより、翌年度の調定となる4月、5月分の特別徴収税額は、歳入として調定（収入計上）されない限り、未だ「未収金」ではなく、したがって、資産（債権）として計上すべきものではない。債権として計上するのなら、4月、5月分の特別徴収税額は歳入として調定し、「債権」ではなく「収入未済」として計上することになる。</p> <p>他県においては、4月、5月分の特別徴収に係る個人県民税は債権として認識はしておらず、広島県のみが債権に計上している。</p> <p>なお、市民税と県民税を合わせた「住民税」を事業所に請求する市町では、4月分は、5月10日までに徴収し、5月分は、6月10日までに徴収するものであるから、県の正確な徴収すべき債権は、6月後半でなければ判明しないものである。さらに、従業員10名以下の事業所に適用される「納期の特例」を採用している場合、この「特別徴収に係る個人県民税」は、年2回に分けて徴収されるが、12月1日から5月31日までの期間に相当する金額は6月10日に徴収されるため、翌年度の調定に廻される。すなわち、出納閉鎖の終了する5月末の時点では、賦課徴収に係る権限を委任されている市町は債務者たる特別徴収義務者に対する正確な債権金額を捕捉できないのである。</p> <p>県が計上している「特別徴収に係る個人県民税」は、資産性に疑問があり、「財産に関する調書」への計上の妥当性について検討する必要がある。</p>	
(9) 審査の定期的な点検	p . 27
<p>商工労働局の「高度化資金」の貸付先（正常先）の経営状況把握では、貸付先の財務諸表等入手しても、ファイリングするだけで、ほとんどレビューや内容検討が行われていない。また管理者の書類査閲も十分に行われていない。貸付先に対する財務諸表分析、現地調査及びインタビュー等を頻繁に行い、貸付先の異常な変化を早期に発見する方法を検討することが必要である。</p>	

(10) 分割償還の選択	p . 27
<p>商工労働局の「高度化資金」においては、「年賦償還」(毎年10月31日)が原則となっている。しかしながら、年1度の償還では、金額が多額となり、返済が加重になるため、月賦償還への変更を考えるべきではなかろうか。月賦償還でなくとも、貸付先の事情に応じた年何回かの分割返済を認めることも必要と思われる。</p>	
(11) 余剰資金の回収	p . 27
<p>県は、広島県土地開発公社に対する貸付金に対し、土地の先行取得に係る資金の未使用分である1億91百万円を貸付台帳で認識していながら、13年間も資金回収を放置している。しかも、これは、「無利子」であるから、この貸付金は、時間的な価値を考慮するとかなりの金額が毀損している。資産を健全に保全するという観点が必要である。</p>	
(12) 不採算となっている貸付制度の休止	p . 30
<p>商工労働局の「高度化資金」では、無利子貸付がこの制度全体の3分の2を占めている。たとえ、有利子貸付が100%であったとしても、独立行政法人中小企業基盤整備機構と県との金利差があるため、県はわずかな(“すずめの涙”ほどの)利鞘しか受取れない仕組みとなっている。県にとっては、リスクのみ大きい貸付制度であり、この制度の仕組みが時代の需要にミスマッチとなっていることも考え合わせると、この貸付制度そのものの休止を考える必要がある。</p>	
(13) 違約金徴収手続の遵守	p . 30
<p>商工労働局の「高度化資金」では、元金が全額入金になっているにもかかわらず、債務者の財務資力が不明であるとして、未調定となっている違約金が5億90百万円ある。元金が返済された場合、速やかに違約金の調定を行うという原則的な手続は遵守されなければならない。</p>	
(14) 県有資産(債権)計上可能性の検討	p . 31
<p>将来、県の歳入となる未収利子のうち、翌年度以降に調定され収入されるべき確定債権については、県有財産である債権として、資産計上する必要がある。</p>	
(15) 担保評価基準の策定	p . 32
<p>商工労働局の「高度化資金」を除いて、県全体では、債権保全のための担保評価の基準がない。また、担保評価の掛け目の基準もない。担保評価は、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」を考慮して、合理的根拠がある場合を除いて、少なくとも「評価額」の70%以下の掛け目を使用するように、規定の改正を行うことが望ましい。</p>	
(16) 無担保融資	p . 32
<p>「財団法人広島県農林振興センター貸付金」、「広島県土地開発公社貸付金」、「広島高速道路公社貸付金」に無担保融資の事例がある。</p> <p>無担保融資については、債権を保全する必要性がないことに対する検討過程の記録を残しておくことが必要である。</p>	

(17) 資産評価制度の確立	p .33 ,34
<p>ア 期末の一定時期に「資産評価 (valuation) 」をするという概念が、商工労働局を除いて、県全体で全く存在しない。収入未済も含めて、貸付金に対する期末評価手続を実施することが必要と思われる。</p> <p>収入未済のみが回収可能性の検討を要する債権と判断している県の会計指針は、バランスを欠くものである。このような姿勢は「樹を見て森を見ず。」といってもよい。貸付金の回収可能性は、調定を受けていなくとも、期末に存在するすべての債権に対して検討が加えられる必要がある。特に「収入未済となっていない貸付金」に対する期末評価手続 (回収可能性の検討) は、毎年、会計年度末に担当者によって実施され、財務部財政課に報告する制度を確立する必要がある。</p> <p>イ 「償却・引当の基準」は存在しない。何故なら、県では、債権を評価するという会計慣行が存在しないためである。</p> <p>県全体で行っている「カテゴリー 1 , 2 , 3 」という債務者の区分及び商工労働局での債務者の区分である「正常債権、条件変更債権、滞納債権」は、資産評価に結びついていない。債務者の区分に応じた債権の評価を行い、債権の回収可能性を評価する制度の確立が必要である。</p>	
(18) 「広島県債権管理会議」のあり方の再検討	p . 35
<p>「広島県債権管理会議」は、収入未済の回収の効率化に特化しているだけで、貸付金を包含した県単体及び県出資法人を含めた債権管理の合理的かつ体系的な改善会議が行われているとは言えない。また、開催頻度も年 1 回から 2 回であり、討議される時間もほとんど 1 時間以内である。このような状況では、債権管理会議の存在意義がないのではないと思われる。内容を一新して、実務者レベルの実りある意見交換を行うことが必要である。</p>	
(19) 県を横断する債権回収専門部門の制定	p . 36
<p>民間のサービスの活用に代わって、県全体の不良債権の回収を専門的・集中的に担当する債権回収部門を新設することを検討する必要がある。具体的には、県の組織の中に「県版サービス」とも呼べる部門を新設することである。現実には、多くの金融機関を参考にすると、回収が困難な債権が発生した場合、通常の営業店から分離して専門的な回収管理を行う部門に債権を移すことが制度化されている。正常な債権回収過程から逸脱した債権は、通常の回収管理者では手に負えないことが多い。県の組織でも、法律や会計に詳しい専門家を養成し、粘り強い回収手続を行うことが必要と思われる。</p>	

(20) 不適切な弁済計画に基づく貸付金	p . 36
<p>財団法人広島県農林振興センターにおける分収造林契約では、森林の売却による資金の回収は、植林後 40 年後、55 年後及び 70 年後なのに、弁済は、30 年後又は 60 年後に行わなければならないという矛盾を含んだ弁済計画になっている。したがって、県は、先ず、減損会計による森林経営勘定の資産の時価評価を具体的な最新の資料に基づき再計算し、分収造林による回収資金を正確に見積もる必要がある。平成 21 年度末の立木の時価評価は 248 億円となっているが、これの計算過程を見直す必要がある。この算出根拠は、現在までに、経営改善策として実施されてきた分収割合の変更や長伐期化等の取り組みが反映されておらず、将来の伐採計画等と不整合となっており、現状を反映しているとは思えないからである。次に、ミスマッチとなっている回収資金の回収金額と回収時期に合わせて、財団法人広島県農林振興センターに対する貸付金の償還金額と償還時期の条件変更を行う必要がある。そうして、最後に、資金の不足する金額を確定する必要がある。この不足資金は、株式会社日本政策金融公庫からの借入金に対して損失補償を行っている県が負担する可能性もある。それゆえ、平成 20 年度決算において、損失補償等引当金として想定している 124 億円が今後も妥当かどうかの検証も早急に行う必要がある。</p> <p>いずれにしても、この財団の借入金償還原資とこれに対応する県の貸付金の回収時期のずれは、大きな矛盾をはらんでおり、現状のままだと、資金ショート発生の確率は非常に高いと思われる。特に、貸付金の「適切な弁済計画」を策定することの必要性は、昨年度も、「包括外部監査の意見」で指摘した。</p>	
(21) 県税の収入未済に対する意見 ア 直接徴収制度の当面の課題について	p . 37
<p>直接徴収制度の採用については、平成 21 年度の三原市、竹原市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市及び熊野町の 8 市町に止まらず、広島県全 23 市町すべてで行うべきであり、特に、個人住民税の 46% を占める広島市と 8 % を占める呉市の参加が望まれる。</p> <p>広島市は、県に要請しなくても自己で徴収できるとしているが、お互いの税収確保に有効な方法である以上、協力して税収確保に努めるべきであり、県もそのように働きかけるべきである。</p>	
(22) 県税の収入未済に対する意見 イ 地方税滞納整理機構について	p . 37
<p>地方税滞納整理機構の設立は、全国レベルの流れであり、広島県においても 23 縣市町のうち 17 市町が前向きな意向を示している。</p> <p>地方税滞納整理機構の設立により、県や市町は役割分担をすることで滞納整理事務を計画的かつ効率的に実施することができる。また、現在の直接徴収制度においても、職員育成と税収確保に取り組み、実績も上げているところでもあるが、地方税滞納整理機構が行う研修や個別相談などの対応、地方税滞納整理機構に派遣されていた職員が県や市町に戻り徴収技術を伝えることなどによって、県や市町の徴収組織や担当職員の資質向上がより期待でき、これらの相乗効果と滞納処分などに特化した専門組織である地方税滞納整理機構の直接的効果により滞納整理が促進されることも期待できる。</p> <p>直接徴収制度も、一定の成果が認められ有効な制度であると思われるが、滞納整理事務のより効率的な効果が期待される全県型の地方税滞納整理機構の設立が望まれる。</p>	

<p>(23) 県税の収入未済に対する意見 ウ 全国平均より収入率が低位の税目についての原因分析について</p>	<p>p . 38</p>
<p>県としては、個人事業税及び法人事業税についての収入率が全国的にみて低位の原因分析は行っているが、その原因分析は十分に説得性の得られる結論とはなっておらず、県の収入率が全国的に見て「何故低位なのか。」という問いに対して、十分な回答となっていない。原因分析は、問題解決のために、最初に行うべき重要な検討項目である。厳密な原因分析を行い、収入率アップに結び付く方針を打ち立てることを望む。</p> <p>ここ数年間、個人事業税をはじめ法人事業税、不動産取得税等が全国平均より低い収入率で推移している理由は、これら低位に推移している原因分析が十分な結論に至っておらず、有効な対応策がとられていないためだと思われる。</p>	
<p>(24) 県税の収入未済に対する意見 エ 個人事業税の一括納付について</p>	<p>p . 38</p>
<p>県における個人事業税の納期は、8月及び10月の2回納付を原則としつつも、一括納付を希望する納税者には、8月に一括納付できるよう納付書を作成し送付するほうが良いと思われる。8月に資金繰りは良くても、10月には悪化することもあり、一括納付できるようにすれば、より一層の徴収率アップにつながるとと思われる。</p>	
<p>(25) 県税の収入未済に対する意見 オ コンビニ納付の拡大について</p>	<p>p . 38</p>
<p>コンビニ納付の導入により、金融機関や税務署の窓口が開いてない夜間や休日においても納税が可能となるほか、従来の約4万箇所の金融機関に加え、4万箇所を超えるコンビニでの納付が可能となるなど、納税者の利便性の向上が図られることになると同時に、県税の収納の確保に資することができると考えられる。</p> <p>県では、他の税目についても検討しているところであるが、現在自動車税のみがコンビニ納付の対象となっている。</p> <p>自動車税に限らず、国税と同様、賦課課税方式による個人事業税・不動産取得税や督促・催告を行う場合、確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合においても、コンビニ納付を可能とすべきではなかろうか。</p> <p>また、個人住民税の普通徴収についても、県は徴税主体ではないが、コンビニ納付が可能となるよう県内の市町に働きかけることが望ましい。</p>	
<p>(26) 県税の収入未済に対する意見 カ タイヤロックの使用について</p>	<p>p . 39</p>
<p>県では現在タイヤロックの器械を10台保有しているが、その使用頻度はごくわずかである。使用者と保有者が違うなど即実施できるケースは少ないとはいえあまりにも使用頻度が低い。</p> <p>マスコミなどに取り上げてもらい宣伝効果をそれなりに狙っているようではあるが、実施頻度を高め、滞納者に厳然と対処する姿勢をみせることが徴収率アップのためには重要なことである。滞納予備軍に対しても牽制効果があると思われるため、タイヤロックの実施頻度を高め、有効に活用することが望ましい。</p>	

(27) ファイリング方法の改善	p . 40
<p>県のすべての部局に共通する事項であるが、貸付時の経緯やその後の回収状況を貸付先ごとにファイリングすることが債権回収の適切な管理には必要である。「連年管理」が行えるようにファイリング方法を再検討する必要がある。</p>	
(28) 損失補償等引当金の算出根拠の明確化	p . 40
<p>県は、総務省の基準により、新地方公会計制度による普通会計の貸借対照表で「損失補償等引当金」を計上しているが、昨年 の 包 括 外 部 監 査 で も 指 摘 し た よ う に、少 なくとも、その計上根拠を注記することが望まれる。</p>	
(29) 県議会の議決による債権放棄の促進	p . 41 , 42
<p>ア 県のすべての部局に共通する事項であるが、客観的に回収不能と判断されるが、債権者、連帯保証人や相続人が存在しているため、償却処理（不納欠損）されていない債権を県の債権として毎年表示することは、誤った数値を県民に公表することになる。現在の規則等にしばられた償却処理（不納欠損）ではなく、一般の企業会計に準じた方法での償却処理（不納欠損）を行うべきではなからうか。</p> <p>イ 県のすべての部局に共通する事項であるが、法人税基本通達 9 - 6 - 3（一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ）の取扱いを参考にして回収事務の効率性を改善すべきであり、客観的に回収不能と判断される債権については、議会の議決を経て償却処理（不納欠損）を早期に実施することが必要である。</p> <p>ウ 広島県私学振興資金貸付金における転貸融資の場合、本来は、直接融資を行った社団法人から資金を回収すべきであるが、第三債務者である転貸先が無資力であるとして、履行期限の延長手続を採っている。この手続を採用すると調定がなされないため、不良債権は収入未済として認識されない。県の財産である債権として計上されたままであるため、債権評価の手続がないと、この事例のように償却処理（不納欠損）も大幅に遅延する。このような場合は、履行期限の延長手続をとるべきではなく、県議会の議決によって早期に償却処理（不納欠損）を行うべきであったと判断される。</p> <p>エ 病院事業会計では、平成 18 年以降、償却処理（不納欠損）を行っていない。これは、最高裁判例で、公立病院で行われる診療報酬の債権は、公法上の債権ではなく、私法上の債権とされたため、県は、議会の議決もしくは債務者等による時効の援用を待って償却処理（不納欠損）を行わざるを得なくなったためである。このように、債権者等による時効の援用を待っていたのでは、滞留債権は、永久に増え続ける結果となる。県議会の議決を得て、債権放棄を行い、滞留債権を直接償却することが最も望ましい。</p> <p>オ 土地造成事業会計に見られる収入未済については、私法上の債権であるため、時効は 10 年である。法的には、時効の援用が必要であるため、相手が不存在である事例では、「債務者が、時効の完成を利用する。」という意思表示が得られないことから、償却処理（不納欠損）は実施できないというのが県の回答である。回収不能が明確な私法上の債権に関しては、法的な時効の完成を待たず、早期に議会の議決を経て、償却処理（不納欠損）を実施することが望ましい。</p>	

(30) 巨額な連帯保証契約の存在	p . 43
<p>共同発行地方債で、県は、広島市及び多数の地方自治体と連帯保証契約を締結しており、他の地方公共団体の財政状況が悪化した場合は、県が債務を負うことになる。基本協定で他団体の損失負担は負わない契約を締結しており、償還に備えての積立も実施されているため、県が現実的に債務を負う可能性は低いものの、約8兆円にも上るこの連帯保証契約締結の存在を、県民に積極的に公表することが望まれる。</p>	
(31) 実質債務超過に関する財務状況の提供	p . 44
<p>県は、「経営情報説明資料」等により県出資法人の経営状況について情報公開を行っているところであるが、財団法人広島県農林振興センターについては、県民に適正な情報を提供するため、県出資法人の資産の回収可能性を適正な会計処理によって再評価し、「実質的に債務超過かどうか。」、さらに「県の損失の肩代わり（損失補償）の可能性はあるかどうか。」等、資産の回収可能性について、よりわかりやすく伝達できるよう、懇切かつ丁寧な財務情報を県民に提供する必要がある。</p>	
(32) 簿外債務の管理向上のための明細の公表	p . 43
<p>資産の毀損部分が損失に転化するだけでなく、簿外債務も損失になる可能性があり、県民にとっての損失負担は両面から検討される必要がある。この点、将来、損失に転化する可能性のある簿外債務の管理方法は、適切であるとは言えない。これを改善するためには、インターネットで年2回公表される「広島県の財政状況」で県民に債務負担行為の明細を公表することが望ましい。こうした財務情報の公表があれば、県の簿外債務に対する管理体制に緊張感が生れ、管理精度が向上するものと期待されるからである。</p>	